

会期制に係る論点について

- 現行制度上、地方議会においては国会と同様会期制が設けられており、会期中に限り、議会は活動能力を有するとされている。
幅広い層の住民が議員として議会に参加できるとともに議会機能の充実強化を図るとい
う観点から、議会が長期間にわたり活動能力を有することとするため、現行制度（一年単
位で定例会・臨時会を開催し、その都度会期を設定）と異なる制度を創設することについ
てどう考えるか。
- この場合、定例会・臨時会という区分に応じ一定時期の集中審議を基本とする議会運営
とは別に、一年を限度として長期の会期を条例で定め、その間定期的かつ予見可能性のあ
る形で議会を開催する議会運営を可能とすることとするか。
- 新たな制度を創設する場合、条例で定めるところにより、現行制度との選択制とするか。
- 新たな制度を創設する場合、以下の論点についてどう考えるか。
 - ① 活動能力の開始について
現行制度では、長の招集行為により、定例会・臨時会の開会から一定期間議会に活動
能力が付与されると考えられているが、新たな制度を採用した場合、長の招集行為によ
り、長期間にわたり議会に活動能力が付与され、その間議長が定期又は必要に応じて会
議を開く権限を有すると構成できるのではないか。

② 会議のあり方について

新たな制度を採用した場合、長期間にわたって議長がいつでも会議を開くことができることとなり、議長の裁量が大きく拡大することから、開議・閉議に係る一定のルール（例えば、定期的に会議を開催する日、会議の時間帯）を条例等で定める必要があるのではないかと。

実際に多くの議案を提出する長が、緊急に議会の審議を必要と考える場合に、議長に開議の請求ができる手続きが必要ではないか。その場合、議長は一定期間内に会議を開かなければならないこととするか。

幅広い住民が議員として参加するための方策（夜間・休日の開催等）をどう考えるか。

③ 専決処分について

新たな制度を採用した場合、現行の長の専決処分の要件のうち、もっとも適用事例の多い「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとき」という要件は適用されなくなる一方で、長が議長に開議の請求をした場合に、議会が一定期間内に会議を開かない場合について、専決処分できることとするか。

④ 一事不再議について

一事不再議の原則は、法令上規定されたものではないが、新たな制度を採用し、長期の会期を定めた場合であっても、議決後に事情の変更が生じなければ、一事不再議の原則が適用されると考えてよいか。

⑤ 行政能率への影響について

行政能率への影響を考えた場合、長等の議会への出席義務について、どう考えるか。

例えば、定例日を定めることとした場合、定例日に限り義務を課すことや、長等に議会への出席を求める開議日の予定について日程調整を図ることとすること、あるいは、長等がやむを得ず議会に出席できない事情がある場合には出席義務を免除することなどが考えられるか。

特に、夜間・休日の開催となった場合、勤務時間の変更などの手当を考える必要があるか。

会期制について

現行制度

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第百二条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

- ② 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。
- ③ 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。
- ④ 臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならない。
- ⑤ 臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前二項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。
- ⑥ 普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

※ 第2項の「毎年」とは、暦年であり会計年度の意ではない（行政実例 昭27. 9. 19）

※ 第6項の「会期の延長」については、常に事情の変更を伴っているため、一回に限ることなく、何回でも行い得ると解される。しかし、会議規則又は議決等により特別の定め方がなされている場合は、それによる。（逐条地方自治法 第5次改訂版 松本 英昭著）

※ 国会にあっては、会期の延長は、常会にあっては1回、特別会及び臨時会にあっては2回を超えてはならない（国会法12②）

制度の沿革（会期制）

都道府県（地方自治法制定前）

- 明治11年の府県会規則の制定時においては、通常会（毎年1回30日以内）・臨時会の区分が規定されていた。
- 明治23年の府県制の制定時においては、府県会規則をほぼ踏襲し、通常会（毎年1回30日以内）・臨時会の区分が設けられた。
- 昭和21年の府県制の改正により、①通常会が定例会と改められ、②定例会は毎年6回以上開催することとなり、③会期及びその延長並びに開閉に関する事項は会議規則に定めることとされた。

市町村（地方自治法制定前）

- 明治13年に制定された区町村会法においては、区町村会の会議の種類・回数、招集の時期、会期等については、それぞれの区町村会の規則に委ねられていた。
- 明治21年の市制町村制においては、会議の種類、回数、会期等についての規定はなく、必要に応じていつでも市町村会を開くことができ、会期についての制限もなかった。
- 明治44年の市制、町村制の改正により、すみやかに議決を要する事件に即応できるようにするため、市町村長が市町村会を招集する際に会期を定めることができることとされた。

市町村（地方自治法制定前）

- 昭和18年の市制改正により、はじめて市会が通常会（毎年1回20日以内）・臨時会に区分され、会期の法定が行われた。その改正理由は以下のとおり。
 - ① 従来は会期に関する規定がないために「万年市会」の弊害も存在し、市行政の能率的運営、市会の議事機能刷新から見て適当とは認められなかった、
 - ② 本改正において、軽易な事件は市会の議決を不要とし、また市会閉会中は市参事会で重要事件を除いて市会の権限に属する事件を代議決しうることとしたので、府県会と同様とした。
- 昭和21年の府県制・市制・町村制の改正に、①通常会が定例会と改められ、②定例会は毎年6回以上開催することとなり、③会期及びその延長並びに開閉に関する事項は会議規則に定めることとされた。

地方自治法（昭和22年）

- 昭和22年の地方自治法においては、昭和21年の府県制・市制・町村制の制度をほぼ踏襲する形で制定され、定例会の回数は年6回とされた。ただし、会期及びその延長並びに開閉について、議会が定めることとされた。
- 昭和27年の地方自治法の改正により、定例会の回数は年4回とされた。
- 昭和31年の地方自治法の改正により、定例会の回数は毎年4回以内で条例で定める回数とされた。
- 平成16年の地方自治法の改正により、定例会の回数は条例で定める回数とされた。

長等の議場への出席について

現行制度

第二百一十一条 普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。

地方自治法制定前

○明治44年市制・町村制では、市町村長等の議事参与権が規定されていた。

第五十〔四十六〕条 市〔町村〕長及其の委任又は囑託を受けた者は会議に列席して議事に参与することを得
但し議決に加はることを得ず
2 前項の列席者発言を求むるときは議長は直に之を許すへし但し之か為議員の演説を中止せしむることを得ず

地方自治法（昭和22年）

○昭和22年の地方自治法制定により、現行制度のような規定となったが、政府原案は、以下の通り旧制度をほぼ踏襲した規定であった。

第二百二十二条 普通地方公共団体の長、選挙管理委員会の院長及び監査委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、何時でも付議された事件について発言するため議場に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。
2 前項の出席者が発言を求めるときは、議長は、直ちにこれを許可しなければならない。但し、そのため議員の演説を中止させることができない。

定例会・臨時会等の回数・会期日数

○ 都道府県議会

(定例会・臨時会)

	平均回数		平均会期日数			
		定例会	臨時会	定例会	臨時会	
平成18年	4.60	4.00	0.60	85.11	83.83	1.28
平成19年	5.19	4.00	1.19	84.62	81.72	2.89
平成20年	4.49	3.96	0.53	91.00	89.47	1.53
平成21年	5.60	3.94	1.66	97.64	95.11	2.53

※注 各年の計数は、当該年1月1日から12月31日におけるものである。

出典：定例会及び臨時会の開催回数等に関する調（全国都道府県議会議長会）

(委員会)

		平均開催延日数(日)	
		会期中	閉会中
平成17年	常任委員会	8.63	3.94
	特別委員会	2.89	3.31
	法定外委員会	2.36	1.33
平成18年	常任委員会	8.46	3.92
	特別委員会	3.00	3.33
	法定外委員会	2.47	1.84

※注 各年の計数は、当該年1月1日から12月31日におけるものである。

出典：第11回都道府県議会提要（全国都道府県議会議長会）

定例会・臨時会等の回数・会期日数

○ 市区議会

(定例会・臨時会)

	平均回数		平均会期日数			
		定例会	臨時会	定例会	臨時会	
平成18年	5.6	3.9	1.7	78.6	76.2	2.4
平成19年	5.6	4.0	1.6	79.9	77.6	2.3
平成20年	5.4	4.0	1.4	80.8	78.7	2.1
平成21年	7.1	4.0	3.1	85.4	81.3	4.1

出典：市議会の活動に関する実態調査（全国市議会議長会）を基に総務省作成

(委員会)

	1委員会あたりの平均活動状況	開会中 開催日数	閉会中 開催日数	全開催日数	市外行政視 察回数	市外行政視 察日数	年間活動日数
平成18年	常任委員会	5.9	2.5	8.4	0.9	2.5	10.9
	特別委員会	2.4	2.7	5.1	0.3	0.6	5.7
	議会運営委員会	10.1	8.1	18.2	0.6	1.5	19.7
平成19年	常任委員会	6.1	2.2	8.2	1.0	2.5	10.8
	特別委員会	2.4	2.5	4.9	0.2	0.5	5.4
	議会運営委員会	10.0	7.8	17.7	0.6	1.4	19.1
平成20年	常任委員会	6.0	2.4	8.4	1.0	2.5	10.9
	特別委員会	2.6	2.8	5.4	0.3	0.5	5.9
	議会運営委員会	10.3	8.3	18.6	0.6	1.4	20.0
平成21年	常任委員会	6.7	2.4	9.1	0.9	2.5	11.6
	特別委員会	2.8	2.6	5.4	0.2	0.5	5.9
	議会運営委員会	11.2	9.4	20.6	0.6	1.3	21.9

※注 各年の計数は、当該年1月1日から12月31日におけるものである。

出典：市議会の活動に関する実態調査（全国市議会議長会）

定例会・臨時会等の回数・会期日数

○ 町村議会

(定例会・臨時会)

	平均回数		平均会期日数			
		定例会	臨時会	定例会	臨時会	
平成17年	7.1	3.8	3.2	43.9	38.9	5.0
平成18年	6.7	4.0	2.7	41.2	38.0	3.2
平成19年	6.4	4.0	2.4	41.4	38.3	3.0
平成20年	7.7	4.0	3.8	43.6	39.5	4.1

※注 各年の計数は、当該年7月1日から翌年6月30日におけるものである。

(委員会)

		委員会設置団体数 (団体)	設置委員会総数 (委員会)	1議会あたり平均設置 数(委員会)	平均開催延日数(日)	
					会期中	閉会中
平成17年	常任委員会	1,028	2,803	2.7	7.9	6.0
	議会運営委員会	1,006	-	-	9.9	7.0
	特別委員会	895	2,833	3.2	10.9	4.1
平成18年	常任委員会	1,009	2,979	3.0	4.1	3.7
	議会運営委員会	995	-	-	4.6	5.7
	特別委員会	894	2,884	3.2	2.6	5.6
平成19年	常任委員会	992	2,526	2.5	4.5	4.4
	議会運営委員会	979	-	-	4.6	6.0
	特別委員会	865	2,651	3.1	2.7	5.9
平成20年	常任委員会	981	2,423	2.5	4.6	4.4
	議会運営委員会	967	-	-	5.2	6.3
	特別委員会	850	2,684	3.2	2.7	6.1

※注1 各年の計数は、当該年7月1日から翌年6月30日におけるものである。

※注2 平均開催延日数の会期中及び閉会中の日数は、該当1委員会の年間日数である。

出典：町村議会実態調査結果の概要（全国町村議会議長会）

通年議会の例（１）

白老町議会

○ 白老町議会通年議会実施要綱

(総則)

第1条 この要綱は、議会の監視機能の更なる充実・強化を図り、議会が主導的・機動的に活動できるよう定例会の開催回数を年1回とし、その会期を通年とする通年議会を実施するため必要な事項を定めるものとする。

(会期)

第2条 定例会の会期は、1月から翌年の招集日前日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、議員の任期満了の年における会期は、1月から9月及び11月から翌年の招集日前日までとし、議会の解散があった場合の会期は、1月から議会の解散月及び議会の解散に伴う一般選挙後10日を経過する月から翌年の招集日前日までとする。

(本会議)

第3条 本会議は、3月、6月、9月及び12月(以下「定例会月」という。)に再開する。ただし、緊急に議案等の審議が必要な場合は、その都度、本会議を再開する。

蔵王町議会

○ 蔵王町議会通年議会実施要綱

(総則)

第1条 この要綱は、議会の監視機能のさらなる充実・強化を図り、議会が主導的・機能的に活動できるように定例会の開催回数を年1回とし、その会期を通年とする通年議会を実施するため必要な事項を定めるものとする。

(会期)

第2条 定例会の会期は、1月から12月までとする。

2 前項の規定にかかわらず、議員の任期満了の年における会期は、1月から3月及び3月から12月までとし、議会の解散があった場合の会期は、1月から議会の解散の月及び議会の解散に伴う一般選挙後10日を経過する月から12月までとする。

(本会議)

第3条 本会議は、3月、6月、9月及び12月(以下「定例会月」という。)に再開する。ただし、緊急に議案等の審議が必要な場合は、その都度本会議を再開する。

通年議会の例（２）

福島町議会

○ 福島町議会会議条例
(定例会の開催回数)

第6条 定例会(通年議会)の回数は1回とする。

(会期)

第7条 定例会の会期は、4月1日から3月31日までの通年とする。

(本会議)

第8条 本会議は、6月、9月、12月、3月の定例に再開する。ただし、緊急に議案等の審議が必要な場合は、その都度本会議を再開する。

開成町議会

○ 開成町議会通年議会実施要綱
(会期)

第1条 定例会の会期は1月から同年12月までとする。ただし、議員の任期満了の年における会期は、1月から同年4月及び5月から同年12月までとする。

2 前項の規定にかかわらず、議会の解散があった場合において、解散後に招集される定例会の会期は、議会の解散に伴う一般選挙後10日を経過する月から同年12月までを会期とする。

(本会議)

第2条 本会議は、3月、6月、9月及び12月(以下「定例会月」という。)に再開する。ただし、緊急に議案等の審議が必要な場合は、その都度本会議を再開する。

夜間議会の開催状況

○ 市区議会

(平成20年1月1日～12月31日)

開催している (団体数)	平均開催日数	開催していない (団体数)
3	—	803

出典：市議会の活動に関する実態調査結果（全国市議会議長会）

○ 町村議会

(平成20年7月1日～平成21年6月30日)

開催している (団体数)	平均開催日数	開催していない (団体数)
20	1.5	972

出典：町村議会実態調査結果の概要（全国町村議会議長会）

土曜日曜議会の開催状況

○ 市区議会

(平成20年1月1日～12月31日)

開催している (団体数)	平均開催日数	開催していない (団体数)
16	—	790

出典：市議会の活動に関する実態調査結果（全国市議会議長会）

○ 町村議会

(平成20年7月1日～平成21年6月30日)

開催している (団体数)	平均開催日数	開催していない (団体数)
36	1.4	956

出典：町村議会実態調査結果の概要（全国町村議会議長会）

国会と地方議会の比較について

	国会	地方議会
議会の区別	<p>常会(憲52) 臨時会(憲53) 特別会(憲54①)</p>	<p>定例会(自治法102①) 臨時会(自治法102①)</p>
召集・招集	<p>常会(国会2) 毎年1月中に召集するのを常例とする。</p> <p>臨時会(憲53、国会2の3) 内閣の召集の決定</p> <p>※ いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があったときは決定しなければならない。 ※ 衆議院議員の任期満了による総選挙、参議院議員の通常選挙があったときは臨時会を召集しなければならない。</p> <p>特別会(憲54①) 衆議院の解散による総選挙があったとき</p>	<p>定例会(自治法102②) 毎年、条例で定める回数招集。</p> <p>臨時会(自治法102③) 必要がある場合において、その事件に限り招集。</p> <p>※ 議員の定数の4分の1以上の者、議会運営委員会の議決を経た議長は、臨時会の招集を請求できる(自治法101②③)。</p>
会期	<p>常会(国会10) 150日間</p> <p>臨時会・特別会(国会11) 両議院一致の議決</p>	<p>定例会・臨時会(自治法102⑥) 議会がこれを定める。</p>
会期の延長	<p>常会(国会12) 両議院一致の議決による。1回を超えてはならない。</p> <p>臨時会・特別会(国会12) 両議院一致の議決による。2回を超えてはならない。</p>	<p>定例会・臨時会(自治法102⑥) 議会がこれを定める。</p>

一事不再議について

現行制度、沿革等

- 同一会期中に一度議決された同一の事項について再び意思決定をしないことを一事不再議の原則という。ローマ法の「一事不再理」（一度確定判決があった事件については、再び裁判を行わないとする訴訟法上の原理）に由来し、イギリス議会において発展してきたといわれる。
- 一事不再議の原則は、議会の意思は一会期にひとつであるという観念からも導かれるが、主として、合議体としての議会を能率的に運営するため、また、議会の意思が不明確となり、議決が常に不安定な状態におかれるのを避けるため、議事運営上認められているものである。
- 旧憲法下においては、第39条に「両議院の一に於て否決したる法律案は同会期中に於て再び提出することを得ず」と規定していた。一方、現行憲法、国会法、地方自治法にはこれに該当する規定はないが、一般的に会議体の運営に関してあてはまる合理的なルールとして扱われている。
- なお、標準会議規則において、一事不再議について規定されている。

(参考) 標準都道府県・市・町村議会議規則
(一事不再議)

第十五条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

一事不再議について

- 一方、議会で扱う議事は、過去の事件に対する裁判に関する一事不再理とは異なり、時々刻々変化する社会の情勢に応じてなされるべきものであるから、一事不再議により、長く将来の議事を拘束すべきではないと解されている。
- 一事不再議の原則の例外としては、以下のケースが存在する。
 - ① 事情変更の原則
議会構成員の変更といった主体側の事情に加え、突発的な災害等によって議決の前提が大きく変動したような場合等、議決後に客観的な事情の変更があれば、一事不再議の原則の適用はない。
 - ② 直接請求・請願・陳情
直接請求・請願・陳情については住民の権利であり、議会はこれを審議、決定等する義務があることから、一事不再議の原則の適用はない。
 - ③ 長による再議制度
議会の議決に対する地方公共団体の長の拒否権としての再議については、一事不再議の原則の適用はない。
- 併せて、一事不再議の「一事」とは、当該案件が既に議決された案件と同一の形式、内容をもっているということである。否決された場合は、その対象は明確であるが、可決された場合は、その内容を改正することが「一事」に該当するかどうかについては、その範囲の解釈については幅がある。

諸外国の地方議会の会期制度

	招集権者	会期等	概要
アメリカ (ボストン市) (注1)	市長	定例日	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、市の利益にかなうと判断するときはいつでも議会を招集することができる。 ・通常の会議は、毎週水曜日の正午より、市庁舎内の議会議場で開催する。 ・議長の招集により、随時、特別会議を開催することもできる。
イギリス	事務総長・ 監督官(注2) など	最低年1回本 会議開催	<p>議会に関して法律で義務付けられているのは、最低年1回本会議を開催することだけで、それ以外については自治体で個別に決定することができることとなっているため、自治体毎に異なる。</p> <p>※ 1972年地方自治法スケジュール12によれば、年に最低一回は議会が招集されなければならない、選挙のない年は3月から5月までの間に開催することとされている。</p>
スウェー デン	議長	一般的に毎月 1度開催	<p>※コミューン： 一般的に、7月・8月以外の毎月一度、年間概ね10～12回程度開催。通常、夕刻から開催され、2～5時間程度かけられる。</p> <p>※ランスティング： コミューンより開催回数は少ない。昼間に開催されることが多い。</p>
フランス	議長(首長)	定例会議(4半 期に1度) ・臨時会議	<p>コミューン・デパルトマン・レジオンともに、議会は少なくとも4半期に1度開催される。また、常務委員会は、議会閉会中も恒常的に開かれる。</p> <p>※コミューン： 定例会議は、少なくとも4半期に1度開催されなければならない。また、メール(首長)は、必要と認めた場合に臨時会議を開くことができる。</p> <p>※デパルトマン、レジオン： 議会は、議長の発意に基づいて少なくとも4半期に1度は開催されなければならない。また、議会は常務委員会又は議員の3分の1以上の要求、さらに、特別な場合はデクレ(政令)によって開催される。</p>

(注1) ボストン市憲章、ボストン市議会規則をもとに作成。

(注2) 監督官：自治体内で不法行為や不適切な行為等が行われないように注意を払うことがその役割。通常、監督官には自治体の法務部長が指名される。

<p>イタリア</p>	<p>議長 (選挙後最初の議会は市長 (シンダコ)・ 県知事)</p>	<p>定例日</p>	<p>コムーネ、及びプロヴィンチア議会の開催については、地方自治統一法典第39条に、評議会議長あるいは、議会議員の要求にもとづいて開催されると記されている。</p> <p>※コムーネ：8月を除く毎週月曜日の18:00～20:00に議会が開催されている(ボローニャ市)。</p> <p>※プロヴィンチア：ほぼ週1度議会が開催されている(ボローニャ県)。</p> <p>※レジオーネ：州法には特に決まりはないが、頻繁に行われている。(2007年7月は13日開催。8月は休み)</p>
<p>スイス</p>	<p>議長 (最初の通常会は最高齢の議員)</p>	<p>通常会(少なくとも年2回) ・臨時会</p>	<p>※ジュネーブ州議会： ・州議会は、少なくとも年2回、1月と9月に開かれなければならない。 ・現在は、7月を除き、月に1度2日間開かれ、通常は初日に約4時間半、二日目は約6時間半開催される。 ・兼職兼業する議員が大半であるため、夕方から始めることが慣例となっている。 ・選挙後、最初の通常会は最高齢の議員によって、それ以降の通常会は議長によって招集される。 ・臨時会は、理事会、30名の州議員、または州参事会の要請に基づいて議長により招集される。</p> <p>※ジュネーブ市議会： ・通常会は各年の最初の議会において、7月を除く期間内で定例日と日時を決める。 ・慣例的には月に1度2日間、水曜と木曜の夕方に行われる。 ・臨時会は、議員の4分の1以上の署名、州参事会、または市参事会の要請に基づいて、議長によって招集される。</p>
<p>韓国</p>	<p>首長又は議長 (総選挙後の臨時会は議会事務所長・事務局長・事務課長)</p>	<p>定例会(年2回) ・臨時会 ※会期は条例で定める</p>	<p>・議会の開会・休会・閉会及び会期は、議会の議決で定める。 ・年間の会議総日数並びに定例会及び臨時会の会期は、当該地方自治体の条例で定める。 ・定例会は毎年2回(6・7月中、10・11月中)開催される。 ・招集については、総選挙後の場合、議員の任期開始から25日以内に議会事務所長・事務局長・事務課長が、長等の要求により招集する場合は、15日以内に議長が招集する。 ・議会に提出された議案は、会期中に議決されることができないことのために廃棄されない(会期継続の原則。ただし議員の任期が終了する場合はこの限りでない)。 ・議会で否決された議案は、同じ会期中に再度発議し、又は提出することができない(一時不再議の原則)</p>

※第29次地制調査資料、「イギリスにおける地方自治関係法令のあらまし」「スイスの地方自治」「フランスの地方自治」「韓国の地方自治」抜粋

諸外国の国会の会期制度

	構成・任期	概要
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ○下院 ・ 2年（解散なし） ○上院 ・ 6年（2年ごとに3分の1改選） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1議会期は2年であり、西暦奇数年の第1会期、西暦偶数年の第2会期に分かれる。 ・ 毎年1月に集会し、選挙の年を除き、11月～12月頃まで継続するもので、通年会期制に近い。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ○下院 ・ 5年（解散あり） ○上院 ・ 任期は終身 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1議会期（議会の存続期間）は最長5年で数会期に分かれる。 ・ 総選挙の年を除き、会期は11月初旬から翌年10月末まで1年間継続する通年会期制である。 ・ 議会の召集、閉会は国王の大権に属する。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ○下院 ・ 5年（解散あり） ○上院 ・ 6年（3年ごとに2分の1改選） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1議会期（下院総選挙から任期満了または解散までの期間）は最長5年（上院には議会期の概念なし） ・ 年1回常会制（10月の最初の平日から6月の最後の平日まで） ・ 当然集会主義 ・ 臨時会は、首相又は下院議員の過半数の要求に基づき大統領が招集する。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ○連邦議会 ・ 4年（解散あり） ○連邦参議院 ・ 任期不定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連邦議会の1議会期（下院総選挙後の最初の開会日から次の総選挙による後継下院の最初の開会日までの期間）は最長4年であり、複数の会期（立法期中の会議が開かれている期間）で構成されるのが慣行となっている。 ・ 当然集会主義（遅くとも選挙後30日目に集会する） ・ 連邦参議院は常設機関であり、立法期の概念はないが、毎年11月1日から翌年10月31日までの1年間が1職務期とされている。連邦参議院は、議長が招集する。
イタリア	<ul style="list-style-type: none"> ○下院 ・ 5年（解散あり） ○上院 ・ 5年（解散あり） <p>※元大統領等の終身議員も存在</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の会期は、選挙後20日以内に集会すること、毎年2月・10月の平日に集会することが憲法上規定されているだけで、特に期間の定めはない。 ・ 当然集会主義 ・ 議会の活動は議員の任期を通じて継続し、会期に分かれておらず、実際には通年開かれている。